

令和8年4月1日

鹿児島市新規林業就業者支援事業補助金交付要領を次のように定める。

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市新規林業就業者支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域の森林づくりを担う林業事業者への就業促進と林業に新たに従事する担い手の確保・育成を図るため、予算の範囲内で新規林業就業者支援事業補助金を交付することについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）及び鹿児島市農林水産業振興事業補助金等交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 鹿児島県が設置するかごしま林業大学の修了生であること。
- (2) 補助金の交付の対象となる期間において、本市に住所を有すること。
- (3) かごしま林業大学を修了後1年以内に、初めて鹿児島市内の認定林業事業体に就職し、2年間以上継続する意思のある者であること。

(交付の申請)

第3条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) かごしま林業大学を修了したことを証明する証明書の写し
- (2) 就業していることを証明する書類（様式第1号）
- (3) 住民票の写し
- (4) 誓約書（様式第2号）

(誓約書)

第4条 前条に規定する誓約書については、本人及びその連帯保証人が連署し、連帯保証人の住民票の写しを添えて市長に提出するものとする。

(連帯保証人の資格)

第5条 連帯保証人は、独立の生計を営む者で、補助金の返還に関し保証能力のあるものでなければならない。

(補助金の手続等)

第6条 規則第25条の規定により、規則第4条第1項(1)から(3)及び第14条並びに第15条に規定された手続きについては、省略することができるものとする。

(報告書の提出)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、次に掲げる期限において、それぞれ就業状況報告書(様式第3号)により市長へ報告しなければならない。

(1) 1回目 事業所に就業した日(以下「就業日」)から起算して1年を経過した日の属する月の翌月末日まで

(2) 2回目 就業日から起算して2年を経過した日の属する月の翌月末日まで

(変更報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、就業状況報告の対象期間内において、住所及び電話番号等が変更になった場合は、住所等変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、鹿児島市新規林業就業者支援事業補助金交付決定取消通知書兼補助金返還請求書(様式第5号)により通知し、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) 第2条に定める補助金の交付要件に違反したとき。

(2) 申請書又は添付書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 第7条第1項各号の期限において就業状況報告書の提出をしなかったとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。